

エコポイントの活用によるエコ住宅普及促進事業

(1) 事業の概要

住宅を使用することによって排出されるCO₂排出量は、全排出量の約15%程度を占め、1990年比では35%増となっている状況であり、「2020年に1990年比25%削減」を達成する上で、エコ住宅の普及を推進することは重要である。

こうした状況下において、住宅版エコポイントを実施し、エコ住宅の建設やエコリフォームを推進することは、

- ・ 発行されたエコポイントの使用が、再び商品・サービスの消費につながることを期待できること
- ・ 消費者に対するメッセージ性が高いことから、エコ住宅の普及推進が国民運動的なものとなること

が期待できることから、エコ住宅の建設やエコリフォームを行った場合に、様々な商品・サービスと交換できるポイントを付与する住宅版エコポイント制度を創設する。

(2) 事業計画

補正予算成立日以降に、原則として、工事が完了し、引き渡された下記の住宅を対象（ただし、エコ住宅の新築については、平成21年12月8日以降に建築着工したものに限り。）に、様々な商品・サービスと交換できるエコポイントを発行する。

エコリフォーム

- ・ 窓の断熱改修（内窓設置（二重サッシ化）、ガラス交換（複層ガラス化））
- ・ 外壁、天井又は床の断熱材の施工

これらに併せて、バリアフリーリフォームを行う場合はポイントを加算。

エコ住宅の新築

- ・ 省エネ法のトップランナー基準相当（省エネ基準+（高効率給湯器等））の住宅
- ・ 木造住宅（省エネ基準を満たすものに限り。）

(3) 事業実施主体 エコポイント事務局

(4) 予算額 33,333百万円

エコポイントの発行対象

補正予算の成立日以降に、原則として、工事が完了し、引き渡された住宅が対象
(ただし、エコ住宅の新築については、平成21年12月8日以降に建築着工したものに限り。)

エコリフォーム

- ・ 窓の断熱改修(内窓設置(二重サッシ化)、ガラス交換(複層ガラス化))
- ・ 外壁、天井又は床の断熱材の施工
これらに併せて、バリアフリーリフォームを行う場合、ポイントを加算

エコ住宅の新築

- ・ 省エネ法のトップランナー基準(省エネ基準+ (高効率給湯器等))相当の住宅
- ・ 木造住宅(省エネ基準を満たすものに限り)

エコポイントの交換対象

家電エコポイントの交換対象商品等

- ・ 商品券・プリペイドカード(環境寄付を行うなど環境配慮型のもの、公共交通機関利用カード)
- ・ 地域振興に資するもの(地域商品券、地域産品)
- ・ 省エネ・環境配慮に優れた商品 など

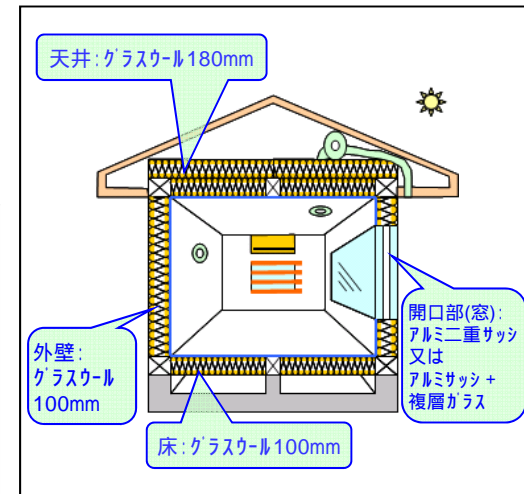
家電エコポイントに比べ、発行されるポイント数も大きくなることから、交換対象を多様化する予定



二重サッシ



複層ガラス



省エネ基準を満たす住宅のイメージ
(戸建木造住宅・東京の例)